

建設業許可に関するよくある質問と回答

皆様から問い合わせいただくことが多い内容について、回答を令和 8 年9月現在においてまとめたものとなっています。

本内容については、実際の審査の実情や制度改正等により今後変更される場合もありますので御了承ください。

建設業許可申請の手引と併せて申請の参考としていただきますよう、お願いいたします。

なお、回答内容は静岡県知事許可における、一般的な事例についてのものであるため、申請者の個別事情や他の項目との関連で回答例が変わる場合があります。

また、他の都道府県と取扱いが異なることもありますので、ご注意ください。

建設業許可の最新の情報については、県ホームページ「建設業のひろば」で確認ください。

静岡県庁交通基盤部建設経済局建設業課

目次

【建設業法に関すること(建設業許可全般について)】

- 1.建設業許可はどのような場合に必要ですか？
- 2.軽微な工事とは具体的にどのような工事ですか？
- 3.特定建設業許可と一般建設業許可の違いは何ですか？
- 4.建設業許可はどの業種ごとに分かれていますか？
- 5.一つの建設会社が複数の業種の許可を受けることはできますか？
- 6.建設業の「一式工事」とはどのような工事ですか？
- 7.建築一式工事の許可を取得すれば、建設系工事ならどんな工事も請け負えるのですか。
- 8.附帯工事であれば、許可が不要だと聞いたのですが。
- 9.「国土交通大臣許可」(大臣許可)と「知事許可」とはなんですか？
- 10.「主たる営業所」「従たる営業所」とはなんですか？
- 11.許可をうけた業種について、軽微な工事であれば届出を行っていない営業所でも工事を請け負ってもよいですか。

【許可要件に関すること】

- 12.建設業許可の要件とは何ですか？
- 13.経營業務の管理責任者になるための要件は何ですか？
- 14.経營業務の管理責任者を証明するにはどのような書類が必要ですか？
- 15.経營業務の管理責任者は他社の役員との兼務は可能ですか？
- 16.営業所技術者等になるための要件は何ですか？
- 17.国家資格等を取得していますが、実務経験が必要です。実務経験は、資格取得前のものでもよいですか。
- 18.10年の実務経験で2業種取得したいのですが、経験期間は重複していてもよいですか。
- 19.営業所技術者等を証明するにはどのような書類が必要ですか？
- 20.請負実績や実務経験は証明期間内のすべての書類が必要ですか？
- 21.経營業務の管理責任者及び営業所技術者等は、営業所から遠方に居住している者でもなることはできますか？
- 22.令第3条の使用人とはどんな人ですか？
- 23.財産的基礎の要件とは具体的にどのようなものですか？

【申請・届出に関すること】

- 24.申請書・届出書様式はどこにありますか？
- 25.申請書・届出書はどこに提出すればよいですか？

- 26.受付時間は何時ですか？
- 27.郵送で申請書を提出することは出来ますか。
- 28.申請書のオンライン申請はできますか？
- 29.許可申請に関する手数料はいくらかかりですか？
- 30.建設業許可の有効期間はどれくらいですか？
- 31.許可通知書を紛失してしまいました。再発行できますか？

【新規申請について】

- 32.許可申請書の書き方について教えてください。
- 33.主たる営業所が法人の登記の住所や個人事業主の住民票の住所と異なる場合は、どの住所を記載したらよいですか？【様式1】
- 34.工事経歴書の小計・合計欄はどのような数字を記載したらよいですか？【様式第2号】
- 35.「工事経歴書」の工事名の欄は、契約書記載の工事名を記載すればよいですか？【様式第2号】
- 36.開業もしくは、法人を設立したばかりで決算期を迎えていません。どのように記載したらよいですか？【様式第2号、様式第3号、財務諸表(様式第15号～様式第19号)】
- 37.使用人数は、非常勤も含めた人数を記載すればよいですか。【様式第4号】
- 38.健康保険等の加入状況について、加入義務があるのかないのか分からない場合はどうすればよいのですか？【様式第7号の3】
- 39.経營業務の管理責任者や営業所技術者等が、出向等で住民票上の住所と実際の住所が違う場合は、住所の欄はどのように書けばよいですか？【様式第7号、別紙、様式第8号】
- 40.経營業務の管理責任者や営業所技術者等が出向している場合、追加で必要となる書類はありますか。【様式第7号、様式第8号】
- 41.営業所技術者等の実務経験について、実務経験にはどこまで含まれますか。【様式第9号】
- 42.特定建設業の許可の営業所技術者に必要な指導監督の実務経験とはなんですか？【様式第10号】
- 43.特定許可の財産要件について、直前決算で資本金の項目のみ満たされていません。申請までに増資すればよいですか？【様式第15号】
- 44.新規許可申請書類には直前決算の財務諸表等を添付する必要がありますが、事業年度末日から間もないため、書類が作成できません。前々決算の内容で作成してもよいですか。【財務諸表(様式第15号～様式第19号)】

【許可番号を引継ぎたい場合について(法人成、事業継承、認可申請)】

- 45.個人事業主で許可を取得しています。新たに法人を設立し、事業を継承することとなりましたが、どのような手続を行えばよいですか。
- 46.法人成、事業継承、認可申請の違いについて教えてください。

47.認可申請を行いたいですが、いつまでに申請を行えばよいですか。

48.認可申請について申請手数料はかかりますか。

49. 認可申請の際には、経營業務の管理責任者や営業所技術者の請負実績等の確認書類は不要ですか。

50. 認可申請をする際の提出書類一覧を確認すると、承継先が建設業者の場合は提出不要となっているものがあります。建設業者とは何をさしますか。

51.営業所の確認資料は必要ですか？

【更新・業種追加について】

52.更新の申請はいつから、いつまでできますか？

53.建設業の許可の有効期間を過ぎてしまったのですが、更新はできますか？

54.更新手続を忘れてしまいました。改めて、新規申請をする場合は、財産要件の確認を省略してもらえますか？

55.更新の申請に当たって必要な書類は何ですか？

56.「許可の有効期間の調整」とはなんですか？

57.営業所の確認資料は更新申請の場合も必要ですか？

【変更届出について】

58.変更届出書を提出しなければならない事項にはどのようなものがありますか？

59.変更届出書の書き方、必要書類について教えてください。

60.役員や営業所技術者等の住所が変更になりましたが、変更届出書は必要ですか？

61. 経營業務の管理責任者や営業所技術者等を変更しましたが、変更届の提出を怠っていました。更新申請に現在の状況を記載すれば、変更届の提出を省略できますか？

【事業年度終了後の変更届について】

62.事業年度終了後の変更届とは何ですか？

63.「工事経歴書」の工事名の欄は、契約書記載の工事名を記載すればよいですか？

64.事業報告書の表紙には、何が記載されていればよいですか。

【廃業届について】

65.廃業届はいつ必要ですか？

66.許可が失効してしまいました。廃業届を提出する必要はありますか。

【建設業法に関すること(建設業許可全般について)】

1. 建設業許可はどのような場合に必要ですか？

建設工事の完成を請け負うことを営業とするには、建設工事の種類に対応した業種ごとに、建設業の許可を受けなければなりません。

これは法人であるか個人事業主であるかを問わず、また元請負人であるか下請負人であるかを問わず、さらにその工事が公共工事であるか民間工事であるかを問わず、請負として建設工事を施工する者は、許可を受けることが必要となります。

ただし、「軽微な建設工事」(小規模な建設工事)のみを請け負う者は、必ずしも建設業の許可を受ける必要はありませんが、請負契約の書面による締結等、建設業者と同様に法の対象となっています。

2. 軽微な工事とは具体的にどのような工事ですか？

以下の工事が該当します。

建築一式工事	①②のいずれかに該当する工事 ① 工事の請負代金が税込 1,500 万円未満の建築工事 ② 延べ面積 150 ㎡(約 45.38 坪)未満の木造住宅工事(耐火建築物は除く)
建築一式工事以外	工事の請負代金が税込 500 万円未満の建設工事

※金額の算定には、発注者又は元請負人が提供した材料価格や運送費も含まれます。

3. 特定建設業許可と一般建設業許可の違いは何ですか？

特定建設業は下請負人の保護の徹底を図るために設けられた制度であり、特定建設業の許可を受けた場合には、下請代金の支払期日、下請負人に対する指導、施工体制台帳の作成など特別の義務が課せられます。

なお、下請業者については、発注者からの直接請負でない限り、特定建設業許可は必要ありませんが、500 万円以上の請負工事を行う場合は、一般建設業許可が必要となります。

「特定建設業」許可 (法第3条第1項第2号)	発注者から直接請け負う1件の建設工事について、その工事の全部又は一部を、下請代金の額が税込み 5,000 万円以上※となる下請契約を締結して施工しようとする場合 ※ 建築一式工事の場合は、税込み 8,000 万円以上と読み替える 下請契約が2以上ある場合は、その合計額消費税及び地方消費税相当額を含む 元請負人が提供する材料等の価格は含まない
「一般建設業」許可 (法第3条第1項第1号)	特定建設業の許可を受けようとする者以外の者が取得する許可

4. 建設業許可はどの業種ごとに分かれていますか？

建設業許可は工事の種類(29 業種)ごとに分かれており、それぞれの種類ごとに許可を受ける必要があります。

建設工事は大きく「一式工事」と「専門工事」に区分されます。

- ・一式工事には「土木一式工事」「建築一式工事」があります。
- ・専門工事は 27 種類あり(とび・土工工事、鋼構造物工事など)、それぞれ許可が必要です。

5. 一つの建設会社が複数の業種の許可を受けることはできますか？

可能です。業種ごとに、一般建設業又は特定建設業のいずれか一方の許可を受けることができますが、同一業種を、営業所(例 本店・支店)ごとに、一般建設業と特定建設業の許可を別々に受けることはできません。

6. 建設業の「一式工事」とはどのような工事ですか？

「一式工事」とは、総合的な企画、指導及び調整の下に土木工作物又は建築物を建設する工事であり、専門工事をいわば有機的に組み合わせて建設工事を行う場合を想定しています。(原則として下請工事は該当しません。)

土木一式、建築一式工事の許可を受けても、他の 27 の専門工事の許可がない場合は 500 万円以上(税込み)の専門工事を請け負うことはできません。

例えば、建築一式工事のみの許可を受けている場合に、一棟の住宅建築工事を請け負うことはできますが、その工事内容のうち大工工事、電気工事、管工事などの専門工事を単独で請け負う場合は、無許可営業となります。

土木一式工事	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事(補修、改造又は解体する工事を含む)
建築一式工事	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事(原則として建築確認を必要とする新築及び増改築工事であることを目安にしてください)

7. 建築一式工事の許可を取得すれば、建設系工事ならどんな工事も請け負えるのですか。

建築工事業の許可を持っていても、各専門工事の許可を持っていない場合は、500 万円以上の専門工事を単独で請け負うことは出来ません。(土木一式工事も同様)

建築一式工事は、「総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事」であり、個別の専門工事を行うには、それに対応した業種の許可が必要です。

例「A邸外構工事」は「とび・土工工事」に該当するため、建築工事業の許可のみでは請け負えません。

8. 附帯工事であれば、許可が不要だと聞いたのですが。

建設業者が許可を受けた業種の建設工事を施工するに当たり、当該建設工事に「附帯する工事」であれば、許可を受けていない業種の建設工事であっても、これを請け負うことができると規定しています。附帯工事かの判断は、建設工事の注文者の利便、建設工事の請負契約の慣行等を基準とし、当該建設工事の準備、実施、仕上げ等に当たり、一連又は一体の工事として施工することが必要又は相当と認められるか否かが総合的に検討されるもので、主たる工事と当該工事との工事費の多寡によって定まるものではありません。

9. 「国土交通大臣許可」(大臣許可)と「知事許可」とはなんですか？

営業所の設置状況により、許可申請を受ける行政庁が異なります。

大臣許可：2以上の都道府県に営業所を設けて建設業を営もうとする方

知事許可：静岡県内にのみ営業所を設けて建設業を営もうとする方

※同一の建設業者が、大臣許可と知事許可の両方の許可を受けることはできません。

・大臣許可と知事許可の区分は、建設業の営業所の設置の状況によるものですので、どちらの許可であっても、建設工事を施工する場所についての制限はありません。

・大臣許可については、国土交通省中部地方整備局 建政部建設産業課(電話番号 052-953-8572)に問い合わせてください。

10. 「主たる営業所」「従たる営業所」とはなんですか？

営業所とは、本店又は支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所のことをいいます。本店又は支店が、常時建設工事の請負契約を締結する事務所でない場合であっても、他の営業所に対し請負契約に関する指導監督を行う等建設業に係る営業に実質的に関与するものである場合には、営業所に該当します。

「主たる営業所」とは、建設業を営む営業所を統轄し、指揮監督する権限を有する一カ所の営業所のことを指します。「従たる営業所」とは、その他の常時建設工事の請負契約を締結する事務所を指します。

単なる連絡事務所や建設工事以外の事業(兼業事業)を行う営業所は、建設業許可申請における営業所とは見なされません。

11. 許可をうけた業種について、軽微な工事であれば届出を行っていない営業所でも工事を請け負ってもよいですか。

許可を受けた業種については、軽微な建設工事のみを請け負う場合であっても、届出をしている営業所以外においては、当該業種について営業することはできません。

【許可要件に関すること】

12. 建設業許可の要件とは何ですか？

- ①経營業務の管理責任者がいること
- ②営業所技術者等がいること
- ③誠実性があること
- ④財産的基礎があること
- ⑤欠格要件に該当しないこと

13. 経營業務の管理責任者になるための要件は何ですか？

以下の二つです。

- ①適切な経営能力を有すること

常勤役員等(法人の場合は常勤役員、個人の場合はその者又は支配人)のうち、
5年以上経營業務の管理責任者としての経験を有するもの((イ)－1該当)

※(イ)－1の他に(イ)－2、3・(ロ)－1、2があります。

詳しくは建設業許可の手引のⅠ 建設業の許可制度(6－1 経營業務の管理責任者《法
第7条第1号、法第15条第1号》)を御確認ください。

- ②適切な社会保険等に参加していること

健康保険、厚生年金保険及び雇用保険にそれぞれ適切に参加している者

適用除外の場合、加入義務がありませんので「適切な社会保険」に参加していることになりま
す。

14. 経營業務の管理責任者を証明するにはどのような書類が必要ですか？

- ①該当者の現在の常勤性確認書類(健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書等)
- ②経験期間の地位(履歴事項全部証明書、所得証明書)
- ③経験期間の常勤性(年金保険被保険者記録回答票等)
- ④請負実績(契約書、注文書、請求書及び入金が分かるもの、許可申請書又は許可通知書)
- ⑤現在の常勤性(所得証明書、年金保険被保険者記録回答票等)

※②、③、④については証明したい期間分の書類が必要です。

④について、経験期間の起算方法は、建設業許可の手引 P178～180を参考にしてください。

15. 経營業務の管理責任者は他社の役員との兼務は可能ですか？

経營業務の管理責任者は許可を受けようとする営業体において「常勤」でなければなりません。仮に勤務場所が同じであっても、他社の**常勤役員との兼務**は認められません。

複数の会社を経営している場合、「健康保険・厚生年金保険資格取得確認、二以上事務所勤務被保険者決定及び標準報酬決定通知書」及び「二以上事業所勤務被保険者標準報酬決定通知書」で、申請会社が選択事業所となっているか確認します。

16. 営業所技術者等になるための要件は何ですか？

許可を受けようとする建設業が一般建設業であるか特定建設業であるか、またその業種により、必要となる技術資格要件の内容が異なります。

一般建設業の営業所技術者となり得る 技術者資格要件	特定建設業の営業所技術者となり得る 技術者資格要件		
①一定の国家資格等を有する者※	④一定の国家資格等を有する者※		
②許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関して、下記の実務経験を有する者 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td> ・大学卒業後 3年以上 ・専門学校(「高度専門士取得」)卒業後 3年以上 ・高等専門学校卒業後 3年以上 ・専門学校(「専門士」取得)卒業後 3年以上 ・高等学校卒業後 5年以上 ・専門学校(専門学校専門課程終了)卒業後 5年以上 </td><td>いずれも 指定学科卒業 であること</td></tr> </table> ・上記以外の学歴の場合 10 年以上 ・複数業種について一定以上の実務経験を有する者	・大学卒業後 3年以上 ・専門学校(「高度専門士取得」)卒業後 3年以上 ・高等専門学校卒業後 3年以上 ・専門学校(「専門士」取得)卒業後 3年以上 ・高等学校卒業後 5年以上 ・専門学校(専門学校専門課程終了)卒業後 5年以上	いずれも 指定学科卒業 であること	⑤一般建設業の営業所技術者となり得る要件(左記①～③のいずれか)を有し、かつ、許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関して、発注者から直接請負、その請負代金の額が税込み 4,500 万円以上であるものについて 2 年以上の指導監督的な実務経験を有する者 ただし、指定建設業(土・建・管・鋼・舗・園)は除きます。
・大学卒業後 3年以上 ・専門学校(「高度専門士取得」)卒業後 3年以上 ・高等専門学校卒業後 3年以上 ・専門学校(「専門士」取得)卒業後 3年以上 ・高等学校卒業後 5年以上 ・専門学校(専門学校専門課程終了)卒業後 5年以上	いずれも 指定学科卒業 であること		
③その他 ・海外での工事の実務経験を有する者で、当該経験の内容につき国土交通大臣の個別審査を受け、一般建設業の営業所技術者となり得る者としてその認定を受けた者	⑥その他 ・海外での工事の実務経験を有する者で、当該経験の内容につき国土交通大臣の個別審査を受け、特定建設業の営業所技術者となり得る者としてその認定を受けた者 ・指定建設業に関して、過去に特別認定講習を受け、同講習の効果評価に合格した者、若しくは国土交通大臣が定める考査に合格した者		

※国家資格等については、建設業許可の手引内の有資格コード一覧を御確認ください。

※国家資格等を取得していても、実務経験が必要な場合があります。

17. 国家資格等を取得していますが、実務経験が必要です。実務経験は、資格取得前のものでもよいですか。

資格取得後の実務経験に限ります。資格証に記載されている取得年月日を確認いただき、実務経験の確認資料を御用意ください。

18. 10 年の実務経験で 2 業種取得したいのですが、経験期間は重複していてもよいですか。

1 業種で 10 年の経験が必要となるため、期間の重複は出来ません。このため、2 業種取得されたいのであれば、20 年の実務経験が必要となります。ただし、実務経験の緩和要件に該当する場合は、最短 16 年(4 年の期間短縮)の実務経験で 2 業種の営業所技術者等となることができます。詳細は、建設業許可の手引 P21を参照してください。

19. 営業所技術者等を証明するにはどのような書類が必要ですか？

- ①該当者の専任性(常勤性)確認書類(健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書等)
 - ②資格を証明する書類(合格証、免許証等)、卒業証明書
 - ③実務経験の実績
 - ④実務経験期間の在籍
 - ⑤現在の常勤性(年金保険被保険者記録回答票等)
- ※②、③、④については証明したい期間分の書類が必要です。

④について、経験期間の起算方法は、建設業許可の手引 P178～180を参考にしてください。

20. 請負実績や実務経験は証明期間内のすべての書類が必要ですか？

対象となる契約書等の日付の相互の期間が1年未満で、かつ連続している期間(契約年が1年異なる同日の場合は含めない。)に限り積算することができます。なお、日付は契約書等に記載された書類発行日、契約期間(始期・終期)のうち申請者に有利な日付を採用することができます。

また、「注文書」又は「契約書」(いずれの書類も契約日時が工期の始期以前ののものに限る。)は、契約期間を経営経験期間等に積算することができます。

21. 経營業務の管理責任者及び営業所技術者等は、営業所から遠方に居住している者でもなることはできますか？

どちらも「常勤性」が要件となっているため、認められないことがあります。

遠隔地通勤(通勤時間が概ね片道1時間以上)の場合は、「通勤定期券」又は「運転免許証」の写し及び「通勤経路図」を提出してください。

※ 常勤性が認められない可能性のある事例

- ・技術者の住所又はテレワークを行う場所の所在地が勤務を要する営業所の所在地から著しく遠距離にあり、常識上通勤不可能である者
- ・他の営業所において、専任を要する職務を行っている者
- ・建築事務所を管理する建築士、専任の宅地建物取引士等、他の法令により特定の事務所等において専任を要することとされている者(ただし、建設業において専任を要する営業所が他の法令により専任を要する事務所等と兼ねている場合において、その事務所等において専任を要する者は「専任」として取り扱います。)
- ・著しく低い報酬・賃金(月額 12 万円を目安)で雇用されている者(正当な理由がある場合を除く。)

22. 令第3条の使用人とはどんな人ですか？

法人等の代表権者から、見積や契約締結・入札参加等の委任を受けている支店や営業所の代表者(支店長や営業所長等)を指します。また、個人事業主のもとで、支配人登記された方も該当します。

23. 財産的基礎の要件とは具体的にどのようなものですか？

建設業の請負契約を履行するに足りる以下の財産的基礎又は金銭的信用を有していることが必要です。

一般建設業	特定建設業
次のいずれかに該当すること ① 自己資本の額が 500 万円以上である者 ② 500 万円以上の資金調達能力がある者 ③ 許可申請直前の過去 5 年間許可を受けて継続して営業した実績を有する者	次のすべての要件に該当すること ① 欠損の額が資本金の 20%を超えないこと ② 流動比率が 75%以上であること ③ 資本金の額が 2,000 万円以上あること ④ 自己資本の額が 4,000 万円以上あること

「自己資本」とは

- ・法人の場合、貸借対照表における純資産合計の額をいいます。
- ・個人の場合、期首資本金、事業主借勘定及び事業主利益の合計額から事業主貸勘定の額を控除した額に負債の部に計上されている利益留保性の引当金及び準備金の額を加えた額をいいます。

法人の場合で、自己資本が500万以上の者であるかの証明については、様式第15号の貸借対照表の純資産の部の純資産合計が500万以上であることを確認しています。

税務署に提出された決算書と照らし合わせて確認を行いますので、忘れずに持ってきてください。

残高証明書で500万以上の資金調達能力がある者であるかの証明については、申請者もしくは申請会社名義の残高証明書が必要です。

なお、**残高証明書**で証明する際に2以上の金融機関の口座をもって証明したい場合は、**残高日は同一でなければなりません。**

資本金の増資による特例

資本金の額について、申請時直前の決算期における財務諸表では、資本金の額に関する基準を満たさないが、申請日までに増資を行うことによって基準を満たすこととなった場合には、資本金の額に関する基準を満たしているものとして取り扱います。

この取り扱いは資本金に限ったもので、自己資本は申請時直前の決算期における財務諸表で基準を満たすことが必要です。

【申請・届出に関すること】

24. 申請書・届出書様式はどこにありますか？

紙での配布は行っておりません。

申請書ダウンロードサービスからダウンロードしてください。

申請書ダウンロードサービス:

<https://www.pref.shizuoka.jp/1066349/1066357/1067879/1077719.html>

また、申請書は A4 サイズの用紙を使用してください。

様式第 1 号、様式第 7 号、様式第 7 号の 2、様式第 7 号の 3、様式 22 号の 5、様式第 22 号の 7、様式第 22 号の 8、様式第 22 号の 10 は黄色の紙を使用してください。

黄色の紙が用意出来ない場合は、白色の紙(他様式を印刷する紙)でも構いませんが、先に挙げた様式の右上には、黄色の蛍光マーカー等で分かるように線を引いてください。

25. 申請書・届出書はどこに提出すればよいですか？

申請書は申請区分により、提出先が異なります。(届出書は土木事務所です。)

提出先	住所	電話番号	申請区分
(予約制) 静岡県 交通基盤部建設業課	〒420-8601 静岡市葵区追手町 9-6	054-221-3058 ・2507	純新規 許可換え新規 事業継承 認可申請
下田土木事務所	〒415-0016 下田市中 531-1	0558-24-2104	法人成 般・特新規 業種追加 更新 届出書
熱海土木事務所	〒413-0016 熱海市水口町 13-15	0557-82-9161 ・9162	
沼津土木事務所	〒410-0055 沼津市高島本町 1-3	055-920-2203	
富士土木事務所	〒416-0906 富士市本市場 441-1	0545-65-2458	
静岡土木事務所	〒422-8031 静岡市駿河区有明町 2-20	054-286-9308 ・9309	
島田土木事務所	〒427-0019 島田市道悦 5-7-1	0547-37-5245	
袋井土木事務所	〒437-0042 袋井市山名町 2-1	0538-42-3212	
浜松土木事務所	〒430-0929 浜松市中央区中央 1-12-1	053-458-7255 ・7256	

※建設業課は予約制です。事前に御電話により、御連絡ください。

26. 受付時間は何時ですか？

午前 9 時から午前 11 時まで、午後 1 時から午後 4 時までです。

お時間に余裕をもって来庁してください。

27. 郵送で申請書を提出することは出来ますか。

静岡県では、経營業務管理責任者変更、営業所の専任技術者変更を含まない変更届のみ郵送が可能です。新規申請等は、書類の誤配送等による紛失のおそれがあること、郵送後に連絡がつかなくなる方もおり審査に支障をきたすことから、窓口または電子申請のみとさせていただいております。

なお、認可申請については、静岡県庁建設業課の窓口での申請のみとなっております。

28. 申請書のオンライン申請はできますか？

電子申請システム(JCIP)が利用できます。操作方法等はマニュアルを御覧ください。

<https://prod.jcip.mlit.go.jp/TO/TO000001>

操作方法についてのお問合せは、電子申請(JCIP)のお問合せフォームもしくは、電話(0570-033-730(ナビダイヤル) ※平日 9 時～17 時)にお問合せください。

29. 許可申請に関する手数料はいくらかかりですか？

新規申請(許可換え新規・般・特新規含む)は9万円、
更新、業種追加は5万円です。

県の収入証紙を用紙に貼付して、御提出ください。

そのほかの手数料については、建設業許可の手引 P59を参照してください。

30. 建設業許可の有効期間はどれくらいですか？

許可年月日から5年間です。

有効期間満了の3か月前に満了をお知らせするはがきを送付しますので、更新の申請を行ってください。また、更新の申請期限は有効期間満了の1か月前です。

31. 許可通知書を紛失してしまいました。再発行できますか？

許可通知書の再発行はできません。

許可証明を行いますので、建設業許可証明願を手数料貼付の上、各土木事務所に提出してください。

【新規申請について】

32. 許可申請書の書き方について教えてください。

申請書の具体的な記入方法については、建設業許可の手引(Ⅱ 許可を受けるための手続)に記載があります。記入例を参考にし、記入してください。

33. 主たる営業所が法人の登記の住所や個人事業主の住民票の住所と異なる場合は、どの住所を記載したらよいですか？【様式第1号】

様式第1号の申請者欄には、登記上の住所(個人事業主の住民票に記載の住所)、主たる営業所の住所を2段書きします。主たる営業所の所在地欄には、主たる営業所の住所を記載してください。その他の申請書類は、登記上の住所を記載してください。

様式第22号の2についても、様式第1号に準じて記載してください。

34. 工事経歴書の小計・合計欄はどのような数字を記載したらよいですか？【様式第2号】

小計欄については、そのページに実際に記載した完成工事の件数とその合計金額を記載してください。

合計欄については、業種ごとの事業年度全体の完成工事の件数とその合計金額を記載してください。

なお、この合計欄の請負代金の額は、様式第3号の直前3年の各事業年度における工事施工金額の業種ごとの計と一致します。

また、各工事の請負代金を千円未満切捨て記載し、合計金額の欄には円単位で各工事の請負代金を合計した額を千円未満切捨て記載しますので、記載されている千円単位の各工事の請負代金を足した数字と、合計金額が合わないことがあります。

例えば、108,300 円と 132,900 円の工事は、請負代金の欄に 108千円と 132千円と記載しますが、小計欄は241千円と記載します(240千円ではありません)。

35. 「工事経歴書」の工事名の欄は、契約書記載の工事名を記載すればよいですか？【様式第2号】

契約書等に記載の工事名で構いませんが、工事内容が明確でない場合があります。この場合は、当該業種の工事であることが分かるよう補記していただくようお願いします。

36. 開業もしくは、法人を設立したばかりで決算期を迎えていません。どのように記載したらよいですか？【様式第2号、様式第3号、財務諸表(様式第15号～様式第19号)】

決算を迎えていない場合は、余白に「決算未到来」と記載してください。法人の場合は、様式第16号～様式第17号の2、個人事業主の場合は、様式第19号まで同様に記載してください。

なお、様式第15号または様式第18号については、開業、設立時点での開始貸借を記載してください。

37. 使用人数は、非常勤も含めた人数を記載すればよいですか。【様式第4号】

様式第4号の使用人数は、常勤の方のみを記載します。様式第7号の3には非常勤の方も含めて人数を記載するため、様式第7号の3と人数が合わないことがあります。様式第7号の3よりも様式第4号の使用人数が多くなることはありません。

また、「建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は同法第15条第2号イ若しくはハに該当する者」には、営業所技術者等が該当しますので、1名以上の人数が記載されます。

38. 健康保険等の加入状況について、加入義務があるのかないのか分からない場合はどうすればよいのですか？【様式第7号の3】

加入義務については、健康保険(協会けんぽ)と厚生年金については年金事務所へ、雇用保険についてはハローワーク(公共職業安定所)へ問い合わせください。

39. 経營業務の管理責任者や営業所技術者等が、出向等で住民票上の住所と実際の住所が違う場合は、住所の欄はどのように書けばよいですか？【様式第7号、別紙、様式第8号】

実際の住所を記載してください。住民票上の住所と違うため、現住所が確認できる書類として、「賃貸借契約書」の写し、「公共料金の領収書」3か月分の写しを提出してください。

40. 経營業務の管理責任者や営業所技術者等が出向している場合、追加で必要となる書類はありますか。【様式第7号、様式第8号】

出向社員にあつては、別途、出向協定書、出向辞令、給与等の負担に係る覚書、その他勤務状況や給与の支払状況の分かるものの写しを提出してください。在籍出向の場合、当然社会保険は出向元での加入となるので、その他資料で出向先での常勤性を証明することとなり、出向社員の給与等を出向先が負担していることを示してもらう必要があります。

41. 営業所技術者等の実務経験について、実務経験にはどこまで含まれますか。【様式第9号】

「実務の経験」とは、建設工事の施工に関する技術上のすべての職務経験をいい、ただ単に建設工事の雑務のみを行っていた経験年数は含まれませんが、建設工事の発注に当たって設計技術者として設計に従事し、又は現場監督技術者として監督に従事した経験、土工及びその見習いに従事した経験等は「実務の経験」に含まれます。

42. 特定建設業の許可の営業所技術者に必要な指導監督的実務経験とはなんですか？

【様式第10号】

発注者から直接請け負う工事(元請工事)1件の建設工事代金の額が 4,500 万円以上で、2 年以上の指導監督的な実務経験をいいます。

平成6年 12 月 28 日前における請負代金の額が、3,000 万円以上の建設工事に就いて積まれた経験及び昭和 59 年 10 月1日前における請負代金の額が、1,500 万円以上の建設工事に就いて積まれた経験は、4,500 万円以上の建設工事に就いての実務の経験とみなして、当該2年以上の期間に算入することが出来ます。

なお、発注者から直接請け負った建設工事に就いての実務のみを認めるものであるため、発注者の側における経験又は下請負人としての経験を認めることが出来ません。

指定建設業(土、建、電、管、鋼、舗、園)については、指導監督的な実務経験では、特定営業所技術者になることはできません。(1級の国家資格や、国土交通大臣の認定等が必要です。)

43. 特定許可の財産要件について、直前決算で資本金の項目のみ満たされていません。申請までに増資すればよいですか？【様式第15号】

資本金のみ満たされていないのであれば、申請時に確認する法人登記で増資が確認できれば要件を満たすこととなります。ただし、増資の特例は資本金に限ったものになりますので、自己資本は申請時直前の決算期における財務諸表で基準を満たすことが必要です。

なお、法人設立直後で決算を迎えていない場合には創業時における財務諸表により判断します。

44. 新規許可申請書類には直前決算の財務諸表等を添付する必要がありますが、事業年度末日から間もないため、書類が作成できません。前々決算の内容で作成してもよいですか。【財務諸表(様式第15号～様式第19号)】

静岡県では、事業年度末から4か月以内の申請については、前々年度決算での提出も認めます。建設業法では新規申請書類には直前決算の状況を提出することとされていますので、法人の場合は、税務申告の期限である2か月を超えた後の申請については、財産的要件の確認は財務諸表ではなく、残高証明書での確認とします。個人事業主の場合も残高証明書での確認とします。

この場合、申請の内容に変更が生じることにもなるため、許可取得後に、直前決算に係る事業年度終了届を提出してください。

上記の取扱いが難しい場合は、法令どおり直前決算での提出をお願いします。

【許可番号を引継ぎたい場合について(法人成、事業継承、認可申請)】

45. 個人事業主で許可を取得しています。新たに法人を設立し、事業を継承することとなりましたが、どのような手続を行えばよいですか。

個人事業主として取得していた許可は自動的に引き継がれないため、法人成もしくは認可申請(譲渡及び譲受け認可)の手続を行う必要があります。

46. 法人成、事業継承、認可申請の違いについて教えてください。

法人成、事業継承は、静岡県独自の制度となり、許可番号を引き継ぐ特例的な取り扱いを行っています。許可番号を引き継ぎますが、新たに許可申請を行うため、一度廃業届を管轄の土木事務所に提出していただく必要があります。法人成については、申請先は土木事務所、事業継承は建設業課となります。従前の許可の廃業から新しい許可まで無許可の状態となるため、十分注意してください。

法人成は、個人の許可業者が法人(当該事業主が常勤役員に就任している。)を設立し、法人として新たに許可申請をするものです。具体的な要件等については、手引 P152を御確認ください。

事業継承は、個人の許可業者が死亡又は高齢・傷病によるやむを得ない引退により補佐経験者(配偶者、子)に事業を継承し、新たに許可申請をするものです。具体的な要件等については、建設業許可の手引 P153を御確認ください。

認可申請は、法人が合併等を行う場合、許可行政庁に許可の承継に関する認可を申請し承諾されれば、合併等の事実が発生した時点でこれまで取得していた許可を承継することにより、許可の空白期間なしに事業を行うことが出来る制度となります。また、相続においては、事業者の死亡の後直ちに認可の手続を行うことにより、円滑に許可の承継を行うことが可能です。

認可申請の申請区分は、譲渡及び譲受け認可、合併認可、分割認可、相続認可の4つがあります。詳細は、建設業許可の手引 P154～173を御確認ください。申請先は建設業課です。

47. 認可申請を行いたいですが、いつまでに申請を行えばよいですか。

承継日の30日以上前の申請が必要です。審査の進捗状況により標準処理期間を超え、承継の効力発生日を超える恐れもあるため、できるだけ早く申請することを推奨します。

48. 認可申請について申請手数料はかかりますか。

手数料はかかりません。

49. 認可申請の際には、経営業務の管理責任者や営業所技術者の請負実績等の確認書類は不要ですか。

経営業務の管理責任者、営業所技術者が同一の場合であっても、再度証明が必要となるため、過去の許可申請書類や許可通知書等が必要になります。(経営業務の管理責任者・営業所技術者・社会保険・財産的基礎等の要件は、新規許可と同様の基準で審査を行います。)

50. 認可申請をする際の提出書類一覧を確認すると、承継先が建設業者の場合は提出不要となっているものがあります。建設業者とは何をさしますか。

建設業者とは、既に建設業許可を所持している業者のことをさします。

51. 営業所の確認資料は必要ですか？

法人成、事業継承であれば原則不要ですが、個人事業主時代の営業所又は前事業主の営業所と所在地が異なる場合は、提出が必要です。

認可申請の場合は、承継者が建設業者であり、承継に伴って変更が生じない場合は提出不要です。

【更新・業種追加について】

52. 更新の申請はいつから、いつまでできますか？

引き続き建設業の許可を受けようとする方は、原則当該許可の有効期間満了の日の3か月前から 30 日前までに許可の更新の申請をしてください。

53. 建設業の許可の有効期間を過ぎてしまったのですが、更新はできますか？

許可の有効期間を経過したときは、更新の許可申請はできません。この場合、建設業の許可を受けようとするときは新規の許可申請になります。

54. 更新手続を忘れてしまいました。改めて、新規申請をする場合は、財産要件の確認を省略してもらえますか？

省略できません。改めて財産的基礎又は金銭的信用の確認を行います。

55. 更新の申請に当たって必要な書類は何ですか？

必要な書類については、建設業許可の手引 P61～62の申請区分5を御確認ください。

56. 「許可の有効期間の調整」とはなんですか？

業種追加や般特新規の申請と同時に、許可日が異なる現在有効なすべての建設業許可の更新申請をまとめて行うことにより、許可日を一つにすることです。

許可業種の追加によって業種ごとに許可の有効期間の満了日が異なると、更新手続を失念するおそれがあり、許可更新に係る申請手数料がその都度必要となります。これらを解決するために「許可の有効期間の調整」という制度があります。「許可の一本化」ともいいます。

57. 営業所の確認資料は更新申請の場合も必要ですか？

更新時には、営業所の外観(建物全体が分かるもの)、許可標識の掲示状況の写真の添付が必要です。

【変更届出について】

58. 変更届出書を提出しなければならない事項にはどのようなものがありますか？

①14 日以内

- ・経營業務の管理責任者の変更
- ・健康保険の加入状況の変更(人数のみの変更を除く)
- ・営業所技術者の変更・追加・削除
- ・令3条に規定する使用人の変更(支店長等)

②30 日以内

- ・商号又は名称
- ・営業所の名称・所在地
- ・営業所の新設・移転・廃止・業種追加・業種廃止
- ・資本金額
- ・代表者の変更、役員等の就任・辞任・氏名の変更(改姓等)
- ・株主の変更
- ・個人事業主の氏名(改姓等)
- ・支配人の就任・辞任

59. 変更届出書の書き方、必要書類について教えてください。

変更届出書の具体的な記入方法や必要書類は、建設業許可の手引(Ⅲ 許可の変更、廃業の手続)に記載があります。記入例を参考にし、記入してください。

60. 役員や営業所技術者等の住所が変更になりましたが、変更届出書は必要ですか？

変更届出事由でないため、必要ありません。

61. 経營業務の管理責任者や営業所技術者等を変更しましたが、変更届の提出を怠っていました。更新申請に現在の状況を記載すれば、変更届の提出を省略できますか？

省略することはできません。更新は「既に受けている建設業の許可について、そのままの内容で申請する場合」の取扱いとなりますので、更新申請の前に変更届の提出が必要です。変更届の提出期限を過ぎないように注意してください。

【事業年度終了後の変更届について】

62. 事業年度終了後の変更届とは何ですか？

事業年度終了後の変更届とは、事業者が毎事業年度の終了後に、経営状況などの一定の変更事項を所管行政庁に報告するために提出する届出のことです。

事業年度終了後4か月以内に管轄の土木事務所へ提出してください。

複数年分をまとめて提出することのないように、提出期限を守ってください。

63. 「工事経歴書」の工事名の欄は、契約書記載の工事名を記載すればよいですか？

新規申請と同様に、契約書等に記載の工事名で構いませんが、工事内容が明確でない場合があります。この場合は、当該業種の工事であることが分かるよう補記していただくようお願いいたします。

64. 事業報告書の表紙には、何が記載されていればよいですか。

決算期と会社名を記載してください。事業報告書は、法令で定められた様式ではないため、事業の概要が明らかとなるよう各社の創意工夫により、これを作成してください。

【廃業届について】

65. 廃業届はいつ必要ですか？

以下の2つの場合に提出が必要です。この場合、廃業の事由に該当することとなった日から30日以内に提出してください。

①許可を受けた建設業のうち、一部の業種を廃業する時

②許可を受けた建設業の全部を廃業する時

- ・許可に係る建設業者の死亡
- ・法人が合併により消滅
- ・法人が破産手続開始の決定により解散したため
- ・上記以外の事由により解散したため
- ・建設業を事実上行わなくなったため

66. 許可が失効してしまいました。廃業届を提出する必要はありますか。

必要ありません。